

児童手当の認定請求者（受給者）が、現在受給中の児童を含む受給対象となる児童と別居している場合は別居監護申立書を提出していただく必要があります。この申立書が提出されるまで、児童手当の認定・支払ができませんので、早急に提出してください。

【 記入上の注意事項及び記入例 】

児童手当 別居監護申立書

門真市長 様

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1. 別居している児童について

フリガナ 児童の氏名	個人番号									続柄	生年月日									
カドマ タロウ 門真 太郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	長男	平成 令和 平成	28	年	1	月	1	日

②別居している児童(18歳以下)の住所をご記入ください。

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出している者の場合には、個人番号欄の記載は不要

①別居している児童(18歳以下)全員の氏名・個人番号(12ケタ)・続柄・生年月日を記入してください。
※請求書等に記載する別居児童全員についてご記入ください。
※児童の住民票が門真市外にある場合は、個人番号をご記入ください。

2. 別居児童の住所について

【 大阪府大阪市 ●● 町 0 番 0 号 】

③別居している児童(18歳以下)の属する世帯の世帯主の方の氏名及び児童からみた世帯主の続柄をご記入ください。

3. 別居している児童の属する世帯について

フリガナ 世帯主の氏名	カドマ ハナコ 門真 花子	児童からみた 世帯主の続柄	実母

4. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
(2) 児童の進学、通学のため
(3) その他 ()

④別居理由について該当するものに○をしてください。
(3)その他の場合は()内に具体的な理由をご記入ください。
※例;離婚前提による別居等

5. 別居期間について

令和 6 年 10 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日までを予定

⑤別居期間について記入してください。期間の終期が未定の場合は、始期のみを記入で結構です。

6. 監護、生計同一又は生計維持の状況(面会、仕送り等)について

【 週末には面会し、児童の養育に関する費用等を支払っている。 】

令和 6 年 10 月 1 日

【申立人】 (児童手当・特例給付の請求者・受給者)

住所 門真市中町 1 番 1 号

氏名 門真 一郎

電話番号 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 1 0

⑥別居児童(18歳以下)との生計関係について、【】内に具体的に記入してください。

署名欄に請求者(受給者)の住所・氏名・電話番号を記入してください。

提出先

〒571-8585

門真市中町 1 番 1 号

門真市役所 こども政策課 給付グループ

TEL : 06-6902-6186 (直通)